

公益財団法人北海道対がん協会北海道がん対策基金運営委員会細則

(名 称)

第1条 公益財団法人北海道対がん協会北海道がん対策基金（以下「基金」という。）設置規程第6条に基づく審議機関は、基金運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(趣 旨)

第2条 委員会の運営に関しては、基金設置規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(任 務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金の募金活動に関すること
- (2) 基金の運用、管理、運営に関すること
- (3) その他公益財団法人北海道対がん協会会長（以下、「会長」という）が必要と認める事項
(組織等)

第4条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、会長が任命する。

- (1) 北海道庁関係部局職員
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 企業・事業所関係者
- (4) 患者団体等関係者
- (5) その他適当と認められる者

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名をおき、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長、副委員長ともに事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部 会)

第5条 助成金の交付に係る審査・評価をするため、審査・評価部会を設置する。

- (1) 審査・評価部会は、委員長の指名により委員5名以内で組織する。
- (2) 審査・評価部会に部会長1名をおき、部会長は部会委員の互選により選任する。
- (3) 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の委員を出席させることができる。

2 その他、必要に応じ部会等を設置することができる。

3 部会等委員は、委員会委員のほか、外部から選任することができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充等による委員の任期は、前任者等の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ関係者等を会議に出席させ意見を聞くことができるものとする。

附則

この細則は、平成27年2月9日から施行する。

附則

この細則は、平成27年7月25日から施行する。

附則

この細則は、平成29年3月24日から施行する。

附則

この細則は、令和5年3月27日から施行する。